

《厚生消防委員会（平成 30 年 2 月 5 日）》

〈要旨〉

- ・ 福祉医療費助成制度について
- ・ 児童相談所について
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林政行と申します。

最初に、福祉医療費助成制度について、質問させていただきます。

4 月から、心身障害者医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度の対象者に一部負担が発生しますが、通知の進行状況を教えてください。また、通知には、調剤薬局での一部負担が不要であることや保険外医療費の例などをわかりやすく書いてあるべきと考えますが、内容はどのようなになっていますか、福祉医療課長教えてください。

◎岩佐喜英福祉医療課長

林委員の質問にお答えいたします。

対象者御本人様宛ての通知につきましては、2 月 13 日から 17 日の間に、対象者約 8,000 人の方に発送をいたします。また、通知の内容につきましては、4 月診療分より通院では、1 医療機関一月 500 円で上限額 1,500 円、入院では、1 医療機関 14 日未満が 500 円、14 日以上は 1,000 円の御負担をいただくこと、また、調剤薬局での一部負担はこれまでどおり不要であること等を記載しております。

なお、今回の変更点も含め、制度の詳細については奈良市のホームページで掲載する予定をしております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

通院 1 医療機関ごとに月 500 円の負担がありますが、総合病院に通院の場合は、医科と歯科ごとに月 500 円の負担が発生します。これは、福祉医療課だけでなく、子ども育成課、障がい福祉課にも通じることで、ホームページなどで周知していただくようお願いし

ます。

私は、12月定例会にて、通知だけで終わらせるのではなく通知欄に説明会の案内日も加え、多くの方の意見を聞き理解していただくことを要望しましたが、その後、どのような対応をとられているのか福祉医療課長教えてください。

◎岩佐喜英福祉医療課長

お答えします。

説明会の開催を検討いたしましたが、決まった日時にお集まりをいただくことは御負担になると考えたことから、説明会を開催するのではなく、市からお伺いしできるだけ多くの機会を通じて説明をさせていただくことといたしました。

これまでの取り組みといたしましては、奈良市心身障害者・児福祉協会連合会に入っておられない腎臓病患者友の会や中途失聴・難聴者協会、また奈良難病連の方々にも説明をするとともに、会報紙への掲載の御協力をお願いいたしました。また、障害者施設や障害者相談支援事業所の関係者に対しても説明し、御協力をお願いしました。さらに、現在は、市内3カ所の養護学校を通じた周知の方法について、各校と順次調整しているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

4月まで時間は限られておりますが、一人でも多くの方に理解していただくため、説明の機会があれば足を運んでいただき、また通知にはお問い合わせ先も書かれていると伺っていますので、福祉医療課の方には丁寧な対応をお願いします。

続きまして、心身障害者医療費助成について、対象者本人の所得制限を設けることは可能でしょうか。可能な場合、具体的な課題は何でしょうか。また、県基準の所得制限を実施した場合、何人の方が所得制限の基準を上回り、幾らの支出が削減できるのでしょうか、福祉医療課長教えてください。

◎岩佐喜英福祉医療課長

お答えします。

現在、心身障害者医療費助成の所得制限の県の補助基準は、本人だけでなく扶養義務者も対象になっていますので、御本人だけの所得制限の基準を設けることは、市独自の制度となるため、制度設計やそれに伴うシステム改修等を行えば可能であるとは考えます。しかし、

その場合費用が高額になることが予想され、また、確認作業のための事務量が大幅にふえることなど、さまざまな課題があるため、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、県基準の所得制限を実施した場合、平成28年度ベースで申し上げますと、所得制限の基準を上回る方が908人おられ、約1億2000万円の削減となります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

所得制限の基準変更は、奈良市単独では難しく、まずは奈良県の所得制限の基準を適正に見直していただくことが先決だと理解しました。

奈良県の子ども医療費助成制度の所得制限の基準は、児童手当法施行令の支給制限額で扶養人数ゼロの場合は622万円未満であり、ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限の基準は、父もしくは母の所得で、児童手当法施行令の支給制限額で、扶養人数ゼロの場合、父母など、192万円未満であります。そして、奈良県の心身障害者医療費助成制度と精神障害者医療費助成制度の所得制限の基準は、旧国民年金法施行令に定める老齢福祉年金の支給制限額で、扶養人数ゼロの場合、159万5000円であります。

他方、大阪市の事例では、子ども医療費助成制度とひとり親医療費助成制度の所得制限の基準は奈良県と同じですが、心身障害者医療費助成制度は、本人の所得で、障害基礎年金の全部支給停止基準と同じ、扶養人数ゼロの場合462万1000円以下になっています。大阪市の心身障害者医療費助成制度の所得制限は462万1000円です。一方、奈良県の所得制限は159万5000円です。

私は、12月定例会で所得制限についての考えを述べましたが、これにつきましては、実情に合わせた基準に見直していただくことが第一歩と考えます。福祉医療課の方、また障がい福祉課の方には、このような要望が当委員会であったということを奈良県に伝えていただけるようお願いいたします。

ここからは、ひとり親家庭医療費助成制度について、お伺いします。

この制度には、DV保護命令が出されているDV保護者も対象となるのか、子ども育成課長教えてください。

◎小澤美砂子ども育成課長

林委員の御質問にお答えいたします。

父または母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定によるDV防止法保護命令を受けた児童を監護する家庭も対象となります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

大阪府下の市区町村も、ことしの4月から福祉医療費助成制度の内容が変更になり、その一つに、DV保護命令が出されているDV被害者の方が制度の対象として追加されました。このような、役所にしかできないことを奈良市がしっかりやっけていただいていることは本当にありがたいです。また、先日まで、この件は市のホームページに載っていませんでしたが、早急な対応で現在は記載されています。この制度を知り、前に足を踏み出す方もおられるかもしれません。その意味でも、記載していただきありがとうございます。

福祉医療費助成制度は、市町村の条例、規則などに基づいて、市町村が主体となって実施しています。奈良県はこの制度を実施する市町村に補助金を交付し、残りの財源を奈良市が支出しています。また、この制度の実施については国からの補助金ではなく、奈良県と奈良市の財源のみで実施されている事業であります。国にも公費負担医療制度があり、人工透析療法や難病の治療など、特定の疾病に対する医療に限定して実施しています。しかし、福祉医療費助成制度は特定の疾病に対する医療に限定しておらず、市町村の条例、規則などで定めている範囲で、患者さんが負担すべき額から一部自己負担額を除いた制度になっています。そして、国の公費負担医療制度などによって給付される場合は、その額について福祉医療費助成制度の助成は行わないと定めています。

例えば、人工透析療法に係る医療費が10万円とし、2日通院したとします。この場合、使用できる資格は、自己負担3割の被保険者証、負担上限額1万円の特定疾病療養受療証、負担上限額5,000円の更生医療受給証、1医療機関に月500円の福祉医療費助成制度の医療証の4点です。

ここで、国の公費負担医療制度の資格を取得し、使用しなければ、4,500円から2万9500円を奈良市民が負担することになってしまいます。福祉医療費助成制度は奈良県と奈良市だけの財源で実施されている事業であるため、この制度を継続的、安定的に使用していただくには、患者さんが国の公費負担医療制度の資格をお持ちであるなら、まず国の公費負担医療制度などを優先して使用した上でこの制度を使用するといった適正な運用が必要であります。

福祉医療費助成制度を使用する前に、国の公費負担医療制度を優先使用しなければ、本来、国全体で支えるべき負担まで奈良市民が負担することになります。奈良市として、公費負担医療制度を優先使用していただけるよう取り組まれていることがあれば、障がい福祉課長教えてください。

◎加藤啓代障がい福祉課長

林委員の御質問にお答えいたします。

当課が担当しております精神障害者医療費助成の申請をしていただくときには、国の公費負担制度である自立支援医療を優先して受給していただくよう説明するとともに、資格証や決定通知を送付するときなど、機会があるごとに通知文などに説明書きを入れ、周知しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

これは任意であり強制ではありませんので、少なからず国の制度を利用されていない方もおられるとも聞いています。引き続き周知徹底をお願いします。

大阪府では、福祉医療費助成制度の運用の実態を把握することを目的に、大阪府医師会の協力のもと、大阪府内の医科病院、診療所にアンケートを実施し回答をいただいたところ、福祉医療費助成制度は、国の公費負担医療制度などが優先する制度であることを知らなかった医療機関が3割あったことや、福祉医療費助成制度のみを適用して国の公費負担に係る請求が適切にされていない医療機関が1割程度あったこと及び大半の医療機関の方は、現状の広報、周知が不十分と感じられておられることなど、福祉医療費助成制度について、十分に理解できていない患者さんや医療機関があることを改めて知ることができ、広報、周知がまだまだ十分ではないという現状を認識し、また反省もされています。

大阪府は、現物給付という事情もありますが、奈良市も少なからず国の公費負担医療制度を利用しない方がおられ、奈良市が負担を負っている事実があります。今後、未就学児の現物給付も始まると思いますし、対象の拡大もないわけではありません。福祉医療課、子ども育成課、障がい福祉課、保健予防課には広報、周知、また見直しを行い、国の公費負担医療制度の対象者にしっかり利用を促す努力を要望させていただきます。

最後に、12月定例会では障害者の方の医療体制整備の進捗状況についての質問がありました。その後の進捗状況を、福祉部長教えてください。

◎堀川育子福祉部長

林委員の御質問にお答えいたします。

障害者の方の医療体制の整備につきましては、以前からその検討を求められているところでございまして、まずは課題や問題点などを把握するため、昨年10月に障害者への支援体制の整備を図るための協議体でございます奈良市地域自立支援協議会におきまして、当事者団体や福祉事業者の方などの委員の方々から御意見をいただきました。そこでの御意見を整理いたしましたところ、その内容が多岐にわたることから、まず関係する部局におい

て、それぞれの現状について情報共有することが必要であると考えまして、今日1日に、福祉部、健康医療部、消防局の各関係課が集まったところでございます。

その中で、まず障害特性に応じたきめ細やかな対応が必要ではないかという意見や、また、できることから順次対応していくべきではないかという意見、そして、関係団体や医療機関などからの御意見や御要望もお聞きし、専門的な立場からの助言もいただきながら検討していくべきであると、さまざまな意見もございました。その会議を持ったことによりまして、共通課題として関係課が認識することができたと考えております。

今後も、部局を超え各関係課と、また医療機関とも連携を図り、継続的に検討してまいります。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

部長の答弁にもありましたが、課題の解決には横の連携が非常に重要と感じています。皆さんの結集で、早期に解決できるもの、また時間を要するものなど出てくると思いますが、一つ一つ整理した課題を解決していただくようお願いします。

続きまして、平成30年度厚生労働省予算案における重点事項は3点あり、その3つ目の全ての方が安心して暮らせる社会に向けた環境づくりの中に、児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進が明記されています。国も重要事項として推し進めている児童相談所と市区町村子ども家庭総合支援拠点を前回の委員会、定例会に引き続き質問させていただきます。

国が重要事項に上げていると申しましたが、仲川市長も児童相談所の早期設置を訴え、また先日の中核市議連においても、児童相談所の一時保護所の機能向上に伴う人材確保について、具体的な支援を訴えられておられます。今までさまざまな形でお話を聞いていますと、児童相談所の設置に向け前に進んでいることは伝わります。ただ、前に進んでいるのであれば、ほかの区や市の事例を見ていると、奈良市も事業計画書やロードマップを策定する時期に来ているのではないかと感じます。

そこで、奈良市の児童相談所設置に向けた今後の事業計画を、子育て相談課長教えてください。

◎野儀あけみ子育て相談課長

林委員の御質問にお答えいたします。

児童相談所設置に向けた検討につきましては、専門職の確保・育成、組織体制、県の児童相談所などから移譲される業務の整理などさまざまな分野に及んでおります。そのため、今

年度内に有識者による検討会議を立ち上げ、専門的な視点からの意見をいただくとともに、庁内関係課との調整会議や奈良県との設置検討プロジェクト会議において協議を行うなど、児童相談所設置に向けた具体的な調整を進めてまいります。

以上でございます。

◆林政行

12月定例会では、市長からは検討を深めるとの回答でしたが、児童相談所設置に向けて具体的な調整を進める段階までの回答をいただきました。ありがとうございます。

そうであれば、やはり奈良市が目指す児童相談所のビジョンやコンセプトやアクションプランなどが書かれた事業計画書やロードマップを策定する時期が近づいていると考えます。この後、課題も伺いますが、ロードマップを策定することで新たな視点での課題が見つけれられる利点があります。ただ、児童相談所には、人材育成、多くの関係機関との連携などさまざまな課題があり、ロードマップどおりうまくいかない事態も起こり得ると思います。児童相談所は、さまざまな方々の相談や受け入れをするので、しっかりとした体制が整わない限り、見切り発車は許されません。だから、そのときは真摯に反省し、議会や市民に説明して前に進めれば良いと考えます。

先ほども少し触れましたが、現在の児童相談所設置の事業計画を進めるに当たり、現在の課題を、子育て相談課長教えてください。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

児童相談所設置のためには、専門職の確保と育成、施設整備や運営などの経費の財源の課題は既に明らかになっているとおりで。さらに、課題の一つとして、本市において、児童相談所業務を実施する際の体制などの整理、検討をする必要があります。

児童相談所の業務は、児童虐待対応だけでなく、障害児や不登校、非行などの相談対応など、子ども未来部以外にも福祉や教育部門など、多くの関係機関がかかわるとともに、これまで本市で取り組んだことのない業務が多く含まれております。

そのため、それらの具体的な業務内容を把握し、これまでの奈良県が取り組んできた児童相談所の業務を引き継ぐだけでなく、基礎自治体として、本市が児童相談所を含めた、市民に身近な支援体制を構築できるよう検討する必要があると考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

最後にも触れていただいたとおり、奈良市らしい児童相談所の構築は重要であります。これは、皆さんや関係機関の方々がよく御存じのことと思います。そこは必ず盛り込んでくださるようお願いします。

続きまして、奈良市の市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けての計画がありましたら、子育て相談課長教えてください。

P.32 野儀あけみ子育て相談課長

◎野儀あけみ子育て相談課長 御質問にお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点は、福祉、保健、医療、教育などの関係機関と緊密に連携しながら、さまざまな相談支援を一体的に行い、充実を図るものです。先進的な取り組みを参考とするために、既に設置運営している中核市に照会を行うなど情報収集を行い、本市での設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

こちら12月定例会では設置に向けての検討でしたが、設置に向けて取り組むという回答をいただきました。ありがとうございます。

次に、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて、課題がありましたら、子育て相談課長教えてください。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点の業務においては、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、児童家庭相談室、学校、教育委員会などの連携、協力が重要であり、そのための体制をどのように整えるかが課題となっております。また、人員の確保や対応職員のスキルアップなども課題であると認識しております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

設置に向けて、一つ一つの課題を解決するとともに、こちらも、事業計画書やロードマップの策定をよろしくお願いします。

続きまして、12月定例会では板橋区子ども家庭総合支援センターを取り上げましたが、

児童相談所と市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を統合することにより、相談や支援を必要とする方々に、より迅速で細やかな対応ができるのか、また財源の面でも統合によりメリットがあるのか、子育て相談課長教えてください。

◎野儀あけみ子育て相談課長

御質問にお答えいたします。

新たに設置する児童相談所では、児童福祉司などによる専門的な指導、相談、支援が実施できること、一時保護や施設入所などの措置機能を持つことにより、市の早急な判断で対応が可能となることなどが期待できます。一方、子ども家庭総合支援拠点では、妊娠期からの相談、出産後の子育て支援や児童虐待予防などの対応を実施することになり、身近な相談窓口としての役割が担えるものと考えます。これら児童や家庭への相談・支援の機能を一体的に担う仕組みづくりとすることにより、子育て支援から児童虐待対応などの専門的な指導、支援まで可能になると考えております。

また、統合による財源面でのメリットは、現在国からは示されておりませんが、子ども家庭総合支援拠点の経費につきましては国庫補助対象であることから、その財源が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

最後に、児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点を、一体的に運営を検討するのも一つの選択肢と考えますが、子ども未来部長教えてください。

◎木綿延幸子ども未来部長

林委員の御質問にお答えさせていただきます。

児童相談所と子ども家庭総合支援拠点につきましては、支援を受ける児童や家庭の側に立ち、相談・支援の機能を一体的な仕組みとして検討することが必要でございます。

このことから、子育て支援や児童虐待対応等が効果的、効率的に機能するように、有識者会議等の意見を踏まえ、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

今、課長と部長から答えていただきましたが、この一番の肝は、窓口を一本化することで、2つの機関の制度のはざまに落ちることなく、支援を必要とする方々を早期に把握し、迅速な対応が可能になること、また、妊娠、出産期からの生育歴の把握、成長段階に応じた関係機関などとの連携の強化や支援サービスの提供など、一貫した切れ目ない支援だと考えます。板橋区の例も一つの参考例として、奈良市らしい児童相談所と市区町村子ども家庭総合支援拠点を構築していただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。